一般社団法人日本デフ水泳協会

強化指定選手等規程

（目的）

デフリンピックを目指す選手の強化及び若い世代の選手育成を目的とし、全国各地で行う強化合宿への参加、ユース世代対象の国際競技会派遣などの機会をつくるとともに、競技力の向上だけでなく、アスリートとしての心構え、競技規則、アンチ・ドーピングなどの理解を通して、将来の日本代表選手としてのレベルアップを目指す。

１　対象

対象者は次の項目のすべてを満たす者とする。

（１）日本デフ水泳協会（以下「ＪＤＳＡ」と言う）会員であること。加えて毎年４月１日の時点で、ユース選手は満１５歳以上２１歳までとし、育成選手は満１４歳以下とする。

（２）国内で開催する当協会指定競技会（指定競技会はその年度の初めまでに提示する）に出場すること。

（３）健康上問題がなく、競技水泳を行う上で心身ともに適した状態であること。

（４）アスリートとして、礼儀と規律を遵守できること。

（５）１８歳未満の未成年者は、保護者の承認が得られること。

２　強化指定選手（ＢＣ）・ユース選手・育成選手の決定

（１）強化指定選手（ＢＣ）・ユース選手・育成選手の決定

①強化指定選手（ＢＣ）・ユース選手・育成選手は、１（２）で指定した競技会などにおいて、次の記録を突破した選手の中から当協会選考委員会において審査し、理事会で決定する。

強化指定選手Ｂ　（公財）日本水泳連盟資格級５級以上及びジャパンパラ水泳競技大会の標準記録突破

強化指定選手Ｃ　（公財）日本水泳連盟資格級５級以上

ユース選手・育成選手　（公財）日本水泳連盟資格級３級以上

②決定された選手を、強化指定選手・ユース選手・育成選手として、ＪＤＳＡから日本パラリンピック委員会（以下「ＪＰＣ」と言う）に所定の書類を提出する。

（２）強化指定選手（ＢＣ）・ユース選手・育成選手の推薦

同年度の１（２）で指定した競技会などにより、公式記録を樹立した選手を対象とし、その選手が条件を満たしている場合、推薦することができる。

（３）強化指定選手（ＢＣ）・ユース選手・育成選手の追加

同年度の１（２）で指定した競技会などにより、対象条件を満たした選手及び２（２）において推薦された選手は、２（１）の手順により追加することができる。

（４）強化指定選手（ＢＣ）・ユース選手・育成選手の取り消し

下記の３における強化指定選手（ＢＣ）・ユース選手・育成選手の遵守事項を守らなかった場合は、強化委員長が選考委員会及び理事会（国際強化指定選手・強化指定選手である役員は除く）に報告し、討議の結果、指定を取り消すことがある。

３　強化指定選手（ＢＣ）・ユース選手・育成選手の遵守事項

強化指定選手（ＢＣ）・ユース選手・育成選手は、下記のことを遵守しなければならない。遵守できない場合は、書面にてその理由を申し出て理事会の了解を得なければならない。

（１）指定された国内外の強化合宿への参加

（２）１（２）で指定した競技会及び指定された国際競技会への出場

（３）強化合宿参加や競技会参加に関する報告など（練習状況の報告、欠席連絡を含む）

（４）アスリートとして、礼儀と規律を遵守した心構えをもつように努力をする。

４　費用負担

合宿参加や競技会出場にかかる費用は、原則個人負担とする。但し、寄付や助成があるときは軽減されることがある。なお、キャンセル料は、各合宿及び各競技会の要項等による。

付則　２０１１年2月１９日により適用

２０１５年3月２１日改定

２０１８年4月１４日改定

２０１９年2月２４日改定

２０２０年3月２２日改定

２０２１年3月１４日改定

２０２３年6月２５日改定